

富山県済生会富山病院
内視鏡センター棟ガス空調設備の更新工事仕様書

1. 件名 富山県済生会富山病院 内視鏡センター棟ガス空調設備の更新について
2. 履行場所 富山県富山市楠木3番地1
富山県済生会富山病院 内視鏡センター棟
3. 履行期間 契約締結日から令和8年6月末日まで
4. 業務内容
 - (1) 既設空調室外機・室内機を撤去し、それぞれ新しいものを設置、使用可能な状態にする。冷却配管、ドレン配管は既設再利用とし、接続部のみの更新とする。
 - (2) 撤去した既設空調設備及び冷媒を処分すること。
 - (3) 作業中に派生した廃棄物は落札者の責任で適正に処理すること。
 - (4) 騒音が発生する場合は、事前に病院に通知すること。
 - (5) 騒音作業は原則、第一日曜日、第三土曜日を除く土日に実施すること。平日の作業の可否は作業内容などを確認し、病院と協議し決定すること。
5. 規格
別添の規格表及び図面を参照とする。
6. 作業上の注意
 - (1) 作業を行なうに当たっては、病院と十分な打合せを実施すること。
 - (2) 落札者は、関係法令等を遵守し、誠実に業務を実施すること。
 - (3) 建物、工作物及び機器等の保全に努めること。破損、汚損等が生じた場合は、落札者の負担により原状回復すること。
 - (4) 本仕様の内容、解釈及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、病院と協議し決定すること。
7. 検査
施工完了後、「工事完了届」を提出の上、病院の検査を受けること。
検査合格後、速やかに「工事引渡書」及び写真を提出すること。
8. その他
 - (1) 施工完了後又は引渡し後、落札者の工事に基づく不具合や事故等が発生した場合、

落札者の負担において、修理を行なうこと。

- (2) 病院が工事中または工事引渡し後に本工事に関する資料の提出を求めた場合速やかに提出を行なうこと。
 - (3) 富山市（建築指導課及び消防査察課）の承諾を経て本工事を実施すること。
9. 落札者は、業務遂行上個人情報を取り扱う際は個人情報保護法等の関係法令を遵守しなければならない。また、業務遂行上知り得た個人情報・秘密を他人に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

10. 担当者

富山県済生会富山病院

用度課 山田、河瀬

TEL 076-437-1111

E-mail : m-kawase@saiseikai-toyama.jp